

「金森徳次郎の地方自治論
— 帝国議会での日本国憲法草案
審議を中心に」

平成27年11月26日(木)

斎藤 誠

金森徳次郎の地方自治論

－帝国議会での日本国憲法草案審議を中心に

2015. 11. 26 斎藤 誠

はじめに

・金森徳次郎（1886～1959）への着目

高見勝利編『金森徳治郎著作集Ⅰ～Ⅲ』2013～14（戦後の述作を集成）

霜村光寿『金森徳治郎の憲法思想の史的研究』2014年

沼田良＝安藤愛『住民自治 再構築』2015年、179頁以下が、金森の「基本的自治体権」論（同「地方自治に関する近時の感想」自治研究25巻1号（同誌25周年記念特輯）1949年、19頁以下）を援用。

斎藤「戦後地方自治の原像」自治実務セミナー2015年8月号14頁以下
なお、同誌同号、石川健治「未完の第八章」2頁以下も参照。

・略歴

1908 東京帝国大学法科大学英法科入学

穂積八束の憲法講義を受講

1912 大蔵省に入省

14 法制局参事官

(～34 中央大学、早稲田大学、日本大学等に出講)

『帝国憲法要綱』（1921初版～）

『法学通論』（1920初版～）

34～36.1.11 法制局長官（岡田内閣）、天皇機関説事件で辞任

46.2 『日本憲法民主化の焦点』（←45. 11～自由党憲法改正特別調査
会委員）

2.5～ 貴族院議員

【2. 13 GHQ 草案の提示、3. 6 憲法改正草案要綱の公表】

3. 26 幣原内閣の事務嘱託

【4. 16 憲法改正草案閣議決定】

6.19～ 吉田内閣の国务大臣(憲法担当)

帝国議会での答弁回数 1300 回余(うち,最長1時間半)

48 国立国会図書館長（初代）～54. 5

1 戦前期の著作から

(1) 英法派、反独法派？

- ・前掲/法学通論のローマ＝ドイツ/イギリスの対比
- ・「…日本の学者は多く独逸かぶれをして彼特有の沿革を我国にも行はるる当然の道理と考へて居るのではあるまいか…」－金森「國務大臣の輔弼の範圍」法学新報32巻6号、1923年
- ・「…法則命令の題号を用ひたのは聊か異様ではあるが、法規命令の語には独逸公法学者の用ふる法規の語の特異性を伴ふ虞れがある為に之を避け、議会の協賛を経ずして広く一般法則を定める命令を指称する為に此の語を用ひたるに過ぎない…」－金森「法則命令に関する若干の研究（其の一）」自治研究9巻10号、1933年

(2) 地方自治について

「自治研究」誌に寄稿するものの、地方自治については戦前皆無
(前掲1949年のものが唯一)

「斯民」誌に寄稿なし

いずれも、入江俊郎、佐藤達夫と対照的

2 憲法改正案の帝国議会審議及びその後の地方自治論から

* 同審議における議論を取り上げる視角

なお、憲法解釈における利用の留意点として

「金森大臣は、憲法改正草案要綱の英訳文は日本側で憲法改正草案要綱を英訳したのだと衆議院の委員会で答えている。そう答えざるをえないほど答弁は制約されていた。そのように大きな制約を受けた枠組での帝国議会の討議過程に民主政的正統性を持ち込んで、そこでの説明を解釈上優先的に扱うべきである、といった説は支持できない」－笹川隆太郎「憲法学と歴史学－現行憲法成立史研究者の立場から」公法研究73号90頁(2011年)

(1) 学理、学說的説明を付加した答弁

- －天皇機関説事件の教訓から
- －地方自治の場合（まず概説を見ると）

(2) 民主主義だけでなく、個人の尊重及び地方個性の尊重に力点

後には「基本的自治体権」という言葉を用いている

(3) 地方個性の尊重と国の利害、その対立と調整－佐々木・金森問答

- ・国の法律が認める自治
- ・国に留保される行政の存在－委任事務は92条の対象外

↓

後に、権限配分の不明確性を問題とした（田中博士による同様の指摘も）

(4) 地方の個性尊重と個人の尊重の衝突－条例論

- ・帝国議会議論ではほとんど94条は登場しない
- ・後に、「第八章」（地方自治）による「第三章」（基本的人権）「滅却」を危惧

むすび

個性の尊重、プラグマティズム－いずれも、その淵源と展開については今後の課題

漸進主義（かわるものとかわらぬもの）－国体論争

ドイツ流の理論構成は見られないこと（団体自治、固有権といった言葉は用いていない）－やはり、その後の法学協会編『注解日本国憲法』、そして田中二郎説の規定力が大きかったのか

近時の自治体法政策論の展開

にもかかわらず

…東京高判平25／10／31 足立区反社会的団体の規制に関する条例事件判例時報コメントから

「地方自治体の権限を拡大するのであれば、地方自治体においてその責任も増すこととなるから、その適用及び実施については、これまで以上に法律的にも専門的な知識を有する人的体制を整備することが必要であろう。本件は条例はできたものの、その運用において十分ではないところがあった事案…」

以上